

総量規制基準の改正（案）

新（第9次（第8次改正）（案））	旧（第8次）	備考
<p>和歌山県告示第 831 号</p> <p>水質汚濁防止法（昭和 45 年法律第 138 号。以下「防止法」という。）第 4 条の 5 第 1 項及び第 2 項の規定に基づき、化学的酸素要求量、窒素含有量及びりん含有量に係る総量規制基準を次のとおり定め、平成 29 年 9 月 1 日から施行する。</p> <p>なお、平成 24 年和歌山県告示第 124 号（化学的酸素要求量、窒素含有量及びりん含有量に係る総量規制基準）は、平成 29 年 8 月 31 日限り廃止する。ただし、平成 29 年 9 月 1 日以後に特定施設の設置又は構造等の変更により増加する特定排出水の量を除く特定排出水の量に係る Cc、Cci、Ccj、Cco、Cn、Cni、Cno、Cp、Cpi 及び Cpo の値に係る業種その他の区分ごとの値については、平成 31 年 3 月 31 日までの間は、なお従前のとおりとする。</p> <p>平成 29 年 6 月 30 日</p> <p style="text-align: right;">和歌山県知事 仁 坂 吉 伸</p> <p>1 適用する地域 水質汚濁防止法施行令（昭和 46 年政令第 188 号。以下「施行令」という。）別表第 2 第 3 号ホに掲げる区域</p> <p>2 適用する工場又は事業場 防止法第 2 条第 6 項に規定する特定事業場で、1 日当たりの平均排出水の量が 50 立方メートル以上のもの（以下「指定地域内事業場」という。）</p>	<p>和歌山県告示第 831 号</p> <p>水質汚濁防止法（昭和 45 年法律第 138 号。以下「防止法」という。）第 4 条の 5 第 1 項及び第 2 項の規定に基づき、化学的酸素要求量、窒素含有量及びりん含有量に係る総量規制基準を次のとおり定め、平成 29 年 9 月 1 日から施行する。</p> <p>なお、平成 24 年和歌山県告示第 124 号（化学的酸素要求量、窒素含有量及びりん含有量に係る総量規制基準）は、平成 29 年 8 月 31 日限り廃止する。ただし、平成 29 年 9 月 1 日以後に特定施設の設置又は構造等の変更により増加する特定排出水の量を除く特定排出水の量に係る Cc、Cci、Ccj、Cco、Cn、Cni、Cno、Cp、Cpi 及び Cpo の値に係る業種その他の区分ごとの値については、平成 31 年 3 月 31 日までの間は、なお従前のとおりとする。</p> <p>平成 29 年 6 月 30 日</p> <p style="text-align: right;">和歌山県知事 仁 坂 吉 伸</p> <p>1 適用する地域 <u>化学的酸素要求量については、瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和 48 年法律第 110 号。以下「特別措置法」という。）第 5 条第 1 項に規定する区域のうち和歌山県の区域</u> <u>窒素含有量及びりん含有量については、水質汚濁防止法施行令（昭和 46 年政令第 188 号。以下「施行令」という。）別表第 2 第 3 号ホに掲げる区域</u></p> <p>2 適用する工場又は事業場 防止法第 2 条第 6 項に規定する特定事業場で、1 日当たりの平均排出水の量が 50 立方メートル以上のもの（以下「指定地域内事業場」という。）</p>	<p>令和 4 年施行の瀬戸法改正により、COD についても水質汚濁防止法が根拠となる。</p>

新（第9次（第8次改正）（案））		旧（第8次）		備考																		
<p>3 総量規制基準</p> <p>総量規制基準は、次の表の中欄に掲げる指定地域内事業場の区分ごとに同表の総量規制基準欄に掲げるとおりとする。</p> <p>(1) 化学的酸素要求量</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>指定地域内事業場の区分</th> <th>総量規制基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td>昭和55年7月1日前に設置されている指定地域内事業場（同日前に瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和48年法律第110号。以下「特別措置法」という。）第5条若しくは第8条の規定による許可の申請又は防止法第5条第1項若しくは第7条の規定による届出がされた特定施設が設置され、又は特定施設の構造等の変更がされたものを含み、次項に掲げるものを除く。）</td> <td>$L_c = C_c \cdot Q_c \times 10^{-3}$</td> </tr> <tr> <td></td> <td>(略)</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 窒素含有量 (略)</p> <p>(3) リン含有量 (略)</p> <p>備考 この表に掲げる式において、$L_c, C_c, C_{ci}, C_{cj}, C_{co}, Q_c, Q_{ci}, Q_{cj}, Q_{co}, L_n, C_n, C_{ni}, C_{no}, Q_n, Q_{ni}, Q_{no}, L_p, C_p, C_{pi}, C_{po}, Q_p, Q_{pi}$ 及び Q_{po} は、次の(1)から(3)までに掲げる区分に応じ、それぞれ次の値を表すものとする。 なお、別表第1については、環境基準に係る水域及び地域の指定の事務に関する政令（平成5年政令第371号）別表第2号ハに掲げる水域（以下「大阪湾」という。）及びこれに流入する公共用水域に排水を排出する指定地域内事業場に適用し、別表第2</p>			指定地域内事業場の区分	総量規制基準	1	昭和55年7月1日前に設置されている指定地域内事業場（同日前に瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和48年法律第110号。以下「特別措置法」という。）第5条若しくは第8条の規定による許可の申請又は防止法第5条第1項若しくは第7条の規定による届出がされた特定施設が設置され、又は特定施設の構造等の変更がされたものを含み、次項に掲げるものを除く。）	$L_c = C_c \cdot Q_c \times 10^{-3}$		(略)		<p>3 総量規制基準</p> <p>総量規制基準は、次の表の中欄に掲げる指定地域内事業場の区分ごとに同表の総量規制基準欄に掲げるとおりとする。</p> <p>(1) 化学的酸素要求量</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>指定地域内事業場の区分</th> <th>総量規制基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td>昭和55年7月1日前に設置されている指定地域内事業場（同日前に特別措置法第5条若しくは第8条の規定による許可の申請又は防止法第5条第1項若しくは第7条の規定による届出がされた特定施設が設置され、又は特定施設の構造等の変更がされたものを含み、次項に掲げるものを除く。）</td> <td>$L_c = C_c \cdot Q_c \times 10^{-3}$</td> </tr> <tr> <td></td> <td>(略)</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 窒素含有量 (略)</p> <p>(3) リン含有量 (略)</p> <p>備考 この表に掲げる式において、$L_c, C_c, C_{ci}, C_{cj}, C_{co}, Q_c, Q_{ci}, Q_{cj}, Q_{co}, L_n, C_n, C_{ni}, C_{no}, Q_n, Q_{ni}, Q_{no}, L_p, C_p, C_{pi}, C_{po}, Q_p, Q_{pi}$ 及び Q_{po} は、次の(1)から(3)までに掲げる区分に応じ、それぞれ次の値を表すものとする。 なお、別表第1については、環境基準に係る水域及び地域の指定の事務に関する政令（平成5年政令第371号）別表第2号ハに掲げる水域（以下「大阪湾」という。）及びこれに流入する公共用水域に排水を排出する指定地域内事業場に適用し、別表第2</p>			指定地域内事業場の区分	総量規制基準	1	昭和55年7月1日前に設置されている指定地域内事業場（同日前に特別措置法第5条若しくは第8条の規定による許可の申請又は防止法第5条第1項若しくは第7条の規定による届出がされた特定施設が設置され、又は特定施設の構造等の変更がされたものを含み、次項に掲げるものを除く。）	$L_c = C_c \cdot Q_c \times 10^{-3}$		(略)		
	指定地域内事業場の区分	総量規制基準																				
1	昭和55年7月1日前に設置されている指定地域内事業場（同日前に瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和48年法律第110号。以下「特別措置法」という。）第5条若しくは第8条の規定による許可の申請又は防止法第5条第1項若しくは第7条の規定による届出がされた特定施設が設置され、又は特定施設の構造等の変更がされたものを含み、次項に掲げるものを除く。）	$L_c = C_c \cdot Q_c \times 10^{-3}$																				
	(略)																					
	指定地域内事業場の区分	総量規制基準																				
1	昭和55年7月1日前に設置されている指定地域内事業場（同日前に特別措置法第5条若しくは第8条の規定による許可の申請又は防止法第5条第1項若しくは第7条の規定による届出がされた特定施設が設置され、又は特定施設の構造等の変更がされたものを含み、次項に掲げるものを除く。）	$L_c = C_c \cdot Q_c \times 10^{-3}$																				
	(略)																					

新（第9次（第8次改正）（案））	旧（第8次）	備考
<p>については、施行令別表第2第3号ホに掲げる区域に設置されている指定地域内事業場であって大阪湾及びこれに流入する公共用水域に排出水を排出するもの以外のものに適用する。 （略）</p> <p>別表第1 （略）</p> <p>別表第2 （略）</p>	<p><u>第1号については、特別措置法第5条第1項に規定する区域に設置されている指定地域内事業場であって大阪湾及びこれに流入する公共用水域に排出水を排出するもの以外のものに適用し、別表第2第2号及び第3号については、施行令別表第2第3号ホに掲げる区域に設置されている指定地域内事業場であって大阪湾及びこれに流入する公共用水域に排出水を排出するもの以外のものに適用する。</u>（略）</p> <p>別表第1 （略）</p> <p>別表第2 （略）</p>	<p>令和4年施行の瀬戸法改正により、別表第2第1号(COD)の対象区域が、第2号(TN)、第3号(TP)と同様、水質汚濁防止法施行令になる</p>